

施設設備整備補助金

新興感染症への対応力の強化を支援

募集期間 令和8年8月19日(水)～9月18日(金)

対象医療機関

- ①病床確保を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所)
 - ②発熱外来を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所)
 - ③自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)
- ※令和9年度における当該補助事業に係る今後の照会等につきましては、この計画書の提出のあった医療機関のみ対象となります。
- ※このたび、新たに医療措置協定の締結を希望される場合は、県ホームページをご確認ください。

補助対象施設・設備等

	施設整備			設備整備			
補助対象	病室の感染対策	病棟等の感染対策	個人防護具保管施設	簡易陰圧装置	検査機器(PCR検査装置等)	簡易ベッド	HEPAフィルター付き空気清浄機 ※陰圧対応可能なもの
①病床確保を内容とする協定締結医療機関	○	○	○	○	○	○	
②発熱外来を内容とする協定締結医療機関			○		○	○	○
③自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関			○				

- ・設備整備は、新規購入・増設及び既存設備の更新を補助対象とします。
 - ・個人防護具保管施設は、協定の中で「個人防護具の備蓄」を定めることが条件です。
 - ・病室の感染対策に係る施設整備は、補助対象事業費の1/3が事業者負担になります。
- ※なるべく多くの施設に本補助金をご利用いただくため、申請状況により、事業者負担を設定する場合がありますので、御了承ください。
- ※国の予算状況等により、全ての事業者からの御要望に沿えない場合があります。

令和9年度(来年度)に事業の実施を希望する場合

- ・募集期間中に、事業計画書及び関係書類を県に提出してください。
- ・事業の概要や事業計画書様式は県ホームページに掲載していますのでご覧ください。

お問い合わせ・提出先

香川県健康福祉部感染症対策課
TEL 087-832-3939
メールアドレス kansensyo@pref.kagawa.lg.jp

県ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/sisetu-setubi-hojyokin.html>

